

建設工事の中間前金払制度

○中間前金払制度 工事半ばで一定の要件を満たしている場合に、保証事業会社の保証（※1）を条件に、請負金額の20%を支払う前払金制度

※1 西日本建設業保証株式会社による、前払金保証

1 中間前金払の対象工事

- ①請負金額200万円以上の工事
 - ②当初の前払金（40%以内）がなされている
 - ③契約時に契約書中特記事項において、中間前金払を選択している（※2）
- 以上①～③を全て満たす工事が対象となります。

※2 契約時に中間前金払か部分払かのどちらかを選択していただく必要がありますが、どちらを選択しようとも、（中間前金払もしくは部分払を）申請をするかどうかは自由です。

2 中間前金払の申請要件

- ①工期の2分の1を経過していること。
 - ②工期の2分の1を経過するまでに実施すべき工事が行われていること。
 - ③工事の進捗額が請負金額の2分の1以上となっていること。
- 以上①～③を全て満たす場合に、中間前金払を申請できます。

3 中間前金払の事務手続きの流れ

申請者

高知市

